

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持及び美観の保持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 物件が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用権を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供されている場所で市が管理しているものをいう。
- (7) 廃物 自動車として本来の用途に供することが困難な状態にあり、かつ、汚物又は不要物と認められるものをいう。
- (8) 処分等 廃物を、撤去し、及び処分すること並びに処理するために必要な措置を採ることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な施策を実施するとともに、当該施策の実施に関し啓発及び広報活動を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民(市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が前条の規定により実施する施策(以下「市の施策」という。)に協力しなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その土地について自動車の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力しなければならない。

(自動車の放置の禁止)

第7条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(通報等)

第8条 放置されていると思料される自動車(以下「調査対象自動車」という。)を発見した者は、市長にその旨を通知するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関等に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(依頼)

第9条 土地所有者等(市を除く。)は、その土地に調査対象自動車が存するときは、市長に対し、当該調査対象自動車について調査を依頼することができる。

(調査及び警告)

第10条 市長は、第8条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があった場合において必要があると認めるときその他必要があると認めるときは、調査対象自動車の状況、所有者等その他市長が必要と認める事項を調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、調査対象自動車が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適正な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

(立入調査)

第11条 市長は、前条第1項の規定により調査するために必要があると認めるときは、当該職員に、調査対象自動車が存する土地に立ち入り、これを調査させることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(撤去勧告)

第12条 市長は、公共の場所に存する放置自動車について、[第10条第1項](#)の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(措置命令)

第13条 市長は、[前条](#)の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう当該所有者等に命ずることができる。

(放置自動車の移動等)

第14条 市長は、公共の場所に存する放置自動車が、[第10条第1項](#)の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合(以下「所有者等不明の場合」という。)又は所有者等は判明したがその者の住所、居所その他の連絡先が不明で連絡が取れない場合(以下「連絡先不明の場合」という。)において、[同条第2項](#)の規定により警告書をはり付けた日から市長が定める期間を経過し、かつ、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認めるときは、当該放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定に基づき放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に当該放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定)

第15条 市長は、公共の場所に存する放置自動車が、[第10条第1項](#)の規定による調査の結果、所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合においては、当該放置自動車の状況等を市長が定める基準に基づき総合的に判定した上、廃物として認定することができる。

2 市長は、[前項](#)の規定に基づき判定した結果、当該放置自動車が廃物であるとの判断をし難いときは、[第22条](#)に規定する大分市放置自動車廃物判定委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。

3 市長は、[前2項](#)の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(処分等)

第16条 市長は、[前条第1項](#)又は[第2項](#)の規定に基づき放置自動車を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(廃物認定外放置自動車の措置)

第17条 市長は、[第15条第2項](#)の規定に基づき廃物として認定しなかった放置自動車(以下「廃物認定外放置自動車」という。)について、所有者等に当該廃物認定外放置自動車の引取りを促すため、規則で定める事項を告示するものとする。

2 市長は、廃物認定外放置自動車を市長が別に定める場所に移動し、保管することができる。この場合において、市長は、その放置されていた場所に当該廃物認定外放置自動車を移動し、保管した旨を表示するものとする。

(廃物認定外放置自動車の処分等)

第18条 市長は、[前条第1項](#)の規定による告示の日から起算して6月を経過してもなお廃物認定外放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外放置自動車を不要物として処分等を行うことができる。

(引取通知)

第19条 市長は、[第14条第1項](#)又は[第17条第2項](#)の規定に基づき保管している放置自動車の所有者等及びその住所、居所その他の連絡先が[第16条](#)又は[前条](#)の規定に基づき処分等を行うまでに判明し、かつ、当該所有者等に連絡が可能なときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車を引き取るよう通知するものとする。

(費用の負担)

第20条 市長は、[第14条第1項](#)又は[第17条第2項](#)の規定に基づき保管している放置自動車を引き取りようとする所有者等又は[前条](#)の規定による放置自動車の引取通知を受けた所有者等に対し、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、[第16条](#)又は[第18条](#)の規定に基づき処分等を行った後において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対し、当該放置自動車の移動、保管及び処分等に要した費用を請求することができる。

(適用除外)

第20条の2 [第10条](#)から[前条](#)までの規定にかかわらず、[大分市自転車駐車場条例\(平成24年大分市条例第34号\)第1条](#)に規定する大分市自転車駐車場内に存する放置自動車([同条例第2条第3号](#)に規定する小型自動二輪車及び[同条例第4号](#)に規定する自動二輪車に限る。)に対する措置については、[同条例](#)に定めるところによる。

(平24条例34・追加)

(公共の場所以外の場所に存する放置自動車の処分等)

第21条 市長は、公共の場所以外の場所に存する放置自動車について、市民の快適な生活環境等に著しく障害を与えていると認め、かつ、これを除去することが特に必要であると認めるときは、公共の場所以外の場所の土地所有者等からの依頼等に基づき、[第12条](#)から[第20条](#)までの規定を適用することができる。

(平24条例34・一部改正)

(放置自動車廃物判定委員会)

第22条 放置自動車の廃物の判定その他市の施策に関し市長が必要と認める事項の調査及び審査を行うため、大分市放置自動車廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 自動車について専門的知識を有する者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 市の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第23条 第13条の規定に基づく市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。
(大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第1項の規定により調査した小型自動二輪車及び自動二輪車であつて、施行日前から引き続き市が設置する大分市自転車等の放置の防止等に関する条例(平成18年大分市条例第35号)第2条第2号に規定する自転車等駐車場(この条例により駐車場とされたものに限る。以下「自転車等駐車場」という。)内に存するものに対する措置については、なお従前の例による。